

## 発生原因および再発防止策の概要について

## 1. 発生原因

調査を行った結果、具体的な発生原因は、次のようなものが考えられます。

お客さまからの電気使用申込みにもとづく新・増設工事やT Sの定期取替の際、当社がお客さまの契約種別と異なるT S機種を誤って設計した。これにより、契約種別と異なるタイムスイッチが施工工事会社に支給され、取付けが行われた。

通電時間を「5時間」または「8時間」に切替えができる「切替型T S」について、新・増設工事や定期取替の際に、お客さまのご契約種別に応じた通電時間に設定することとなっているが、その設定を誤り取付け・取替えが行われた。

こうした不適正事例を、竣工検査等において発見できなかった。

## 2. 再発防止策

当社では、平成18年8月に社内に「契約センター」を設置したことにもない、お客さまからの電気使用申込みの受付や設計、計量器・T Sの施工工事会社への支給業務の一元化を図り、オンライン管理を行っていることから、現在はT S機種の選定誤りなどを防止する業務運営体制を構築しておりますが、今後さらに、次のような再発防止策を行ってまいります。

電気使用申込書や、竣工検査で使用するチェックシート等に、T Sの通電時間、切替型T Sの通電時間切替レバー設定状況を記載できるよう様式を変更する。

(平成20年6月から順次実施)

申込受付内容や竣工検査の結果等をオンラインヘデータ登録する際、通電時間と契約内容の相異をチェックできるようシステムの構築を図る。

(平成20年度下期から順次実施予定)

毎月の検針時に、検針用ハンディターミナル(端末)でT S通電時間の確認を行い、T S通電時間と契約内容のシステムチェックを行う。

(平成21年度下期までに実施予定)

社内関係者や施工工事会社等に対して、事例周知および教育を実施する。

(平成20年6月から順次実施)